

平成30年12月市議会定例会追加議案件名

- 議案第118号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第119号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第120号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第121号 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第122号 平成30年度白河市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第123号 平成30年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第124号 平成30年度白河市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第125号 平成30年度白河市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第126号 平成30年度白河市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第127号 平成30年度白河市個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第128号 平成30年度白河市水道事業会計補正予算（第3号）

平成30年12月市議会定例会追加議案要旨

議案第118号 白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

福島県人事委員会勧告に準じ、任期付職員の期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第119号 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第120号 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上2議案については、福島県人事委員会勧告に基づく一般職員の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第121号 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福島県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与について改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第122号 平成30年度白河市一般会計補正予算（第5号）

(1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は35,848千円増額となり、歳入歳出予算総額は31,160,702千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、繰入金22,848千円、市債13,000千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、議会費405千円、総務費5,053千円、民生費6,382千円、衛生費1,638千円、農林水産業費1,694千円、商工費1,018千円、土木費2,583千円、教育費4,075千円、災害復旧費13,000千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出補正の主なものは、次のとおりであります。

職員給与関係費 22,848千円

河川単独災害復旧事業（現年災） 13,000千円

議案第123号 平成30年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正総額は895千円増額となり、歳入歳出予算総額は6,299,255千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金895千円を増額補正するものであります。

歳出については、総務費895千円を増額補正するものであります。

議案第124号 平成30年度白河市介護保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正総額は103千円増額となり、歳入歳出予算総額は5,586,680千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金103千円を増額補正するものであります。

歳出については、総務費103千円を増額補正するものであります。

議案第125号 平成30年度白河市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正総額は419千円増額となり、歳入歳出予算総額は2,143,731千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金419千円を増額補正するものであります。

歳出については、公共下水道事業費419千円を増額補正するものであります。

議案第126号 平成30年度白河市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正総額は185千円増額となり、歳入歳出予算総額は897,596千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金185千円を増額補正するものであります。

歳出については、農業集落排水事業費185千円を増額補正するものであります。

議案第127号 平成30年度白河市個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正総額は55千円増額となり、歳入歳出予算総額は97,234千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金 55 千円を増額補正するものであります。

歳出については、浄化槽整備推進事業費 55 千円を増額補正するものであります。

議案第 128 号 平成 30 年度白河市水道事業会計補正予算（第 3 号）

(1) 業務の予定量の補正

主な建設事業の概要、改良費を 798,412 千円に改めるものであります。

(2) 収益的収入の補正

営業外収益 40 千円を増額補正し、その総額として水道事業収益 1,298,040 千円を予定するものであります。

(3) 収益的支出の補正

営業費用 354 千円を増額補正し、その総額として水道事業費用 1,261,434 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 306 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1,074,894 千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 100,887 千円に改めるものであります。